

○ 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十七号）（抄）

(変更点は下線部)

現 行	改 正 案
別表	別表

- 1 -

□ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費	□ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費
(1) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費（1日につき）	(1) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費（1日につき）
(一) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(i)	(一) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(i)
a 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(i)	a 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(i)
i 要支援 1 553単位	i 要支援 1 556単位
ii 要支援 2 686単位	ii 要支援 2 690単位
b 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ii)	b 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ii)
i 要支援 1 615単位	i 要支援 1 618単位
ii 要支援 2 769単位	ii 要支援 2 773単位
(二) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(II)	(二) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(II)
a 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(i)	a 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(i)
i 要支援 1 518単位	i 要支援 1 521単位
ii 要支援 2 642単位	ii 要支援 2 646単位
b 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ii)	b 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ii)
i 要支援 1 580単位	i 要支援 1 583単位
ii 要支援 2 725単位	ii 要支援 2 729単位
(三) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(III)	(三) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(III)
a 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(i)	a 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(i)
i 要支援 1 494単位	i 要支援 1 497単位

<u>ii</u> 要支援 2	612単位
b 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)	
<u>i</u> 要支援 1	556単位
<u>ii</u> 要支援 2	695単位
(2) 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費（1日につき）	
(-) 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)	
a 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)	
<u>i</u> 要支援 1	553単位
<u>ii</u> 要支援 2	686単位
b 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)	
<u>i</u> 要支援 1	615単位
<u>ii</u> 要支援 2	769単位
(-) 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(ⅲ)	
a 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(ⅲ)	
<u>i</u> 要支援 1	553単位
<u>ii</u> 要支援 2	686単位
b 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(ⅳ)	
<u>i</u> 要支援 1	615単位
<u>ii</u> 要支援 2	769単位
(3) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費（1日につき）	
(-) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	
a 要支援 1	622単位
b 要支援 2	778単位
(-) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	
a 要支援 1	622単位
b 要支援 2	778単位
(4) ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費（1日につき）	
(-) ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	
a 要支援 1	622単位
b 要支援 2	778単位
(-) ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	
<u>ii</u> 要支援 2	695単位
<u>ii</u> 要支援 2	699単位
(2) 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費（1日につき）	
(-) 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	
a 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	
<u>i</u> 要支援 1	556単位
<u>ii</u> 要支援 2	690単位
b 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)	
<u>i</u> 要支援 1	618単位
<u>ii</u> 要支援 2	773単位
(-) 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(ⅲ)	
a 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(ⅲ)	
<u>i</u> 要支援 1	556単位
<u>ii</u> 要支援 2	690単位
b 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(ⅳ)	
<u>i</u> 要支援 1	618単位
<u>ii</u> 要支援 2	773単位
(3) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費（1日につき）	
(-) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	
a 要支援 1	625単位
b 要支援 2	782単位
(-) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	
a 要支援 1	625単位
b 要支援 2	782単位
(4) ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費（1日につき）	
(-) ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	
a 要支援 1	625単位
b 要支援 2	782単位
(-) ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	

<u>a</u> 要支援 1	622単位
<u>b</u> 要支援 2	778単位

- 注 1 療養病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病棟（療養病床に係るものに限る。）において、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要支援状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数から25単位を控除して得た単位数を算定する。なお、利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。
- 2 (3)及び(4)について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。
- 3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する指定介護予防短期入所療養介護事業所については、病院療養病床療養環境減算として、1日につき25単位を所定単位数から減算する。
- 4 医師の配置について、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第49条の規定が適用されている病院については、1日につき12単位を所定単位数から減算する。
- 5 別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養型介護事業所については、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。
- イ 夜間勤務等看護(Ⅰ) 23単位
- ロ 夜間勤務等看護(Ⅱ) 14単位
- ハ 夜間勤務等看護(Ⅲ) 14単位
- ニ 夜間勤務等看護(Ⅳ) 7単位
- 6 医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅で

<u>a</u> 要支援 1	625単位
<u>b</u> 要支援 2	782単位

- 注 1 療養病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病棟（療養病床に係るものに限る。）において、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要支援状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数から25単位を控除して得た単位数を算定する。なお、利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。
- 2 (3)及び(4)について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。
- 3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する指定介護予防短期入所療養介護事業所については、病院療養病床療養環境減算として、1日につき25単位を所定単位数から減算する。
- 4 医師の配置について、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第49条の規定が適用されている病院については、1日につき12単位を所定単位数から減算する。
- 5 別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養型介護事業所については、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。
- イ 夜間勤務等看護(Ⅰ) 23単位
- ロ 夜間勤務等看護(Ⅱ) 14単位
- ハ 夜間勤務等看護(Ⅲ) 14単位
- ニ 夜間勤務等看護(Ⅳ) 7単位
- 6 医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅で

- の生活が困難であり、緊急に指定介護予防短期入所療養介護を利用するすることが適当であると判断した者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、利用を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき200単位を所定単位数に加算する。
- 7 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、注6を算定している場合は、算定しない。
- 8 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定介護予防短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。
- 9 次のいずれかに該当する者に対して、病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(I)、病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(II)若しくは病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(III)又は病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(I)若しくは病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(II)を支給する場合は、それぞれ、病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(I)の病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(II)、病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(III)の病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(IV)又は病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(I)の病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(II)若しくは病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(III)の病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(IV)を算定する。
- イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者
- ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している従来型個室を利用する者
- ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利

の生活が困難であり、緊急に指定介護予防短期入所療養介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、利用を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき200単位を所定単位数に加算する。

- 7 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、注6を算定している場合は、算定しない。
- 8 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定介護予防短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。
- 9 次のいずれかに該当する者に対して、病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(I)、病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(II)若しくは病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(III)又は病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(I)若しくは病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(II)を支給する場合は、それぞれ、病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(I)の病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(II)、病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(III)の病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(IV)又は病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(I)の病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(II)若しくは病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(III)の病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(IV)を算定する。
- イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者
- ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している従来型個室を利用する者
- ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利

#### 用の必要があると医師が判断した者

- 10 指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注1及び注5の規定による届出に相当する介護療養施設サービス（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第8条第26項に規定する介護療養施設サービスをいう。以下同じ。）に係る届出があったときは、注1及び注5の規定による届出があつたものとみなす。
- 11 利用者が連続して30日を超えて指定介護予防短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定介護予防短期入所療養介護については、療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費は、算定しない。
- (5) 療養食加算 23単位  
注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出た当該基準による食事の提供を行う指定介護予防短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。  
イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。  
ロ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。  
ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定介護予防短期入所療養介護事業所において行われていること。
- (6) 特定診療費  
注 利用者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。

#### 用の必要があると医師が判断した者

- 10 指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注1及び注5の規定による届出に相当する介護療養施設サービス（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第8条第26項に規定する介護療養施設サービスをいう。以下同じ。）に係る届出があつたときは、注1及び注5の規定による届出があつたものとみなす。
- 11 利用者が連続して30日を超えて指定介護予防短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定介護予防短期入所療養介護については、療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費は、算定しない。
- (5) 療養食加算 23単位  
注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出た当該基準による食事の提供を行う指定介護予防短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。  
イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。  
ロ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。  
ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定介護予防短期入所療養介護事業所において行われていること。
- (6) 特定診療費  
注 利用者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。

※ 別に厚生労働大臣が定める特定診療費に係る指導管理等及び単位数の内容は次のとおり。

1～3 (略)  
4 重度療養管理

123単位

(7) サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- |                       |      |
|-----------------------|------|
| (一) サービス提供体制強化加算(I)   | 12単位 |
| (二) サービス提供体制強化加算(II)  | 6 単位 |
| (三) サービス提供体制強化加算(III) | 6 単位 |

(8) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成27年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- |   |
|---|
| (一) 介護職員処遇改善加算(I) (1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数 |
| (二) 介護職員処遇改善加算(II) (一)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数        |
| (三) 介護職員処遇改善加算(III) (一)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数       |

(7) サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- |                       |      |
|-----------------------|------|
| (一) サービス提供体制強化加算(I)   | 12単位 |
| (二) サービス提供体制強化加算(II)  | 6 単位 |
| (三) サービス提供体制強化加算(III) | 6 単位 |

(8) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成27年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- |   |
|---|
| (一) 介護職員処遇改善加算(I) (1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数 |
| (二) 介護職員処遇改善加算(II) (一)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数        |
| (三) 介護職員処遇改善加算(III) (一)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数       |